

自主規制モニター一会議議事要旨（2023年10月16日）

I. 日 時

2023年10月16日（月）10時00分～12時00分

II. 場 所

日本公認会計士協会 公認会計士会館4階 401会議室

III. 出席者

○ 自主規制モニター一会議委員（五十音順・敬称略）

大場 昭義、神田 安積（副議長）、小林 麻理（議長）、浜田 康、林 謙太郎、松尾 元信、松野 正人、宮園 雅敬

○ 日本公認会計士協会

茂木 哲也（会長）、小倉 加奈子（副会長）、伏谷 充二郎（監査・規律担当常務理事）、松本 繁彦（監査・規律担当常務理事）、湯川 喜雄（品質管理担当常務理事）、江見 睦生（自主規制本部本部長）、横山 武史（自主規制本部部門長）

IV. 議事要旨

1. 議長及び副議長の互選

会則第111条第1項の規定に基づき、委員（会員である委員を除く。）の互選を行った結果、小林委員及び神田委員がそれぞれ議長及び副議長に選任された。

2. 今後のモニタリングの重点項目

今後のモニタリングにおいて重要なポイントになると思われる項目について、担当役員から説明があった。

3. 自主規制の活動報告（運営状況）

品質管理レビュー制度及び個別事案審査制度（審査申立て制度を含む。）の運営状況等について、担当役員及び事務局から説明があった。

4. 自主規制の活動報告（論題）

(1) 上場会社等監査人登録制度に係る対応

2023年4月1日から運用を開始している上場会社等監査人登録制度に係る対応状況について、担当役員から説明があった。

(2) 懲戒処分の実効性確保に向けた検討プロジェクトチームの検討状況（懲戒処分の周知、公示及び公表の制度の見直し）

懲戒処分の周知、公示及び公表の制度の見直しに係るプロジェクトチームの検討状況について、担当役員から説明があった。

5. 意見交換

上記2から4までに関連して、委員から以下の意見があった。

(1) 全般

- 協会の施策を検討する上で、協会の自主規制に対する会員の理解度や定着状況を把握することが重要である。会員が自身の理解度を改めて確認し、自ら主張する機会を設けてはどうか。

(2) 上場会社等監査人登録制度に係る対応関係（上記4(1)関係）

- 公認会計士法改正の趣旨を形骸化させないためにも、適格性の確認に当たっては、実質的な目線を持つことが大事である。形式から実質へと明確に舵を切り、「上場会社等の監査を行う監査事務所の適格性の確認のためのガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）に示す水準が実質的に確保されるよう指導・監督を行ってほしい。
- 経過措置により登録上場会社等監査人とみなされている133の監査事務所について、限られた期間、リソースで登録の審査を終えるには、登録の申請前から監査事務所の状況を注視し、懸念のある監査事務所には重点的にリソースを投入して指導するなどの対応が必要と思われる。
- ガイドラインで示す項目の中には、体制の構築や運用の定着にそれなりの時間を要するものもある。ガイドラインに沿って体制整備に着実に取り組もうとするのであれば、整備のための期間を十分に設け、不備があれば一定期間内の改善対応と経過報告を求め、それに対するフォローを行うなどの実効的な対応が必要と考える。
- 登録時のみならず、登録後においても、ガイドラインに示す項目への対応が維持されているかどうかの継続的なモニタリングを行い、情勢に応じて変化する要

求水準や対応に合わせて協会として適切に対処していくことが、制度の信頼性を維持する上で重要である。

- 登録を拒否するケースにおいては、適格性の確認を適切に行った結果としての対応であっても、判断のタイミングによっては資本市場に混乱を招く可能性もある。協会の自主規制に対する投資家や株主からの信頼を損なうことのないよう、協会としてどのようなタイミングでこういった情報を発信していくかが重要なポイントになるだろう。

(3) 懲戒処分の周知、公示及び公表の制度の見直し関係（上記4(2)関係）

※ 個別事案審査制度の運営に関する意見を含む。

- 懲戒処分の実効性確保を図ろうとするのであれば、非違行為に見合った適切なサンクションが必要である。現行の懲戒処分には重いものと軽いものでレベル感に距離があるように思われるため、世の中の納得感が得られ、結果として協会自主規制の存在感を示すことにもつながるようなサンクションの多様化を長期的に検討してはどうか。一定の条件は必要と思われるが、過怠金制度のような経済的な制裁の仕組みなども考えられる。
- 公認会計士の社会的な責任の重要性に鑑み、社会一般からどう見えるかという目線を持つことが肝要である。
- 現行制度において懲戒処分の公表は限定的な場合に行われているが、懲戒が行われれば当然公表される認識であり、協会の現行制度は世間一般の感覚からやや離れている印象を受ける。利用者の目線に立ち、軽微であっても懲戒処分である以上は全て公表している他団体の例もあるため、参考にされたい。
- 会計監査人の評価・選任の役割を担う企業の監査役等にとって、協会の懲戒処分に係る情報は重要な指標の一つである。公平・明確な基準に基づく開示制度の在り方を検討してもらいたい。
- 協会の懲戒処分は関係会員からの異議申立てがあれば確定しないとしていることについて違和感がある。懲戒処分は、処分対象者の人権を確保するためではなく、規律を守るために行うものである。スキームに沿って機関として事実確認をしたのであれば、その時点で処分は決定し、異議があれば別途検討するというのが当局や他の自主規制団体が採る通常の間接的な考え方と思われる。
- 救済措置が残されている段階であっても、そのことは射程に入れず、懲戒処分

が決定したのであればその時点で公表し、その後に評価が覆れば当該判断を公表するといった運用例もあるため、参考にされたい。

- 懲戒処分等の決定に至るまでの調査・審査の期間が長期化傾向にあることについて、現行の体制・仕組みには課題があるように思う。抜本的な問題がどこにあるか掘り下げて検討してもらいたい。
- 懲戒処分を行った際の氏名公表等による抑止効果も重要だが、他方で、社会一般へのメッセージとして、事案の背景や概要、他の監査事務所への調査の状況、再発防止に向けた取組について発信することも利害関係者にとっては有用である。

以 上

お問い合わせ先

日本公認会計士協会 自主規制本部

E-mail : monitor@sec.jicpa.or.jp